

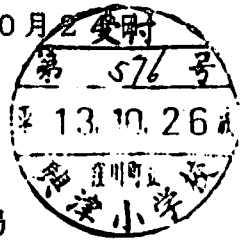
教育長	次長	課長	係

各市町村（学校組合）教育長 様



13教職第386号

平成13年10月25日



高知県教育委員会事務局

教職員課長

学校教育法の一部改正に伴う職員の給与の支給等に関する規則
（昭和31年人事委員会規則第3号）第7条関係別表第2の4（教員
特殊業務手当）の適用等の取扱いについて（通知）

本年7月11日に「学校教育法の一部を改正する法律」が公布・施行され、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校について、各学校種の教育目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童生徒の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めることとされました。

ついでには、教育活動の一環として学校が計画し、実施するボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものについては、職員の給与の支給等に関する規則第7条関係別表第2の4（教員特殊業務手当）の2に該当するものとして教員特殊業務手当を支給することができますので、事務処理にあたり遺漏のないよう、貴管内の学校へ周知下さるようよろしくお願いいたします。